



長野労発基 0602 第 1 号
令和 7 年 6 月 2 日

関係団体の長 殿

長野労働局長



令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策について、令和 7 年 3 月 27 日付け長野労発基 0327 第 1 号「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところですが、今般、別添 1 のとおり、全国における「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられました。

つきましては、貴団体におかれましても、この確定値とともに、6 月 1 日から施行の改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット（別添 2）を御活用の上、熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則を会員事業場等に対し、改めて周知を図っていただき、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

2024 年（令和 6 年） 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

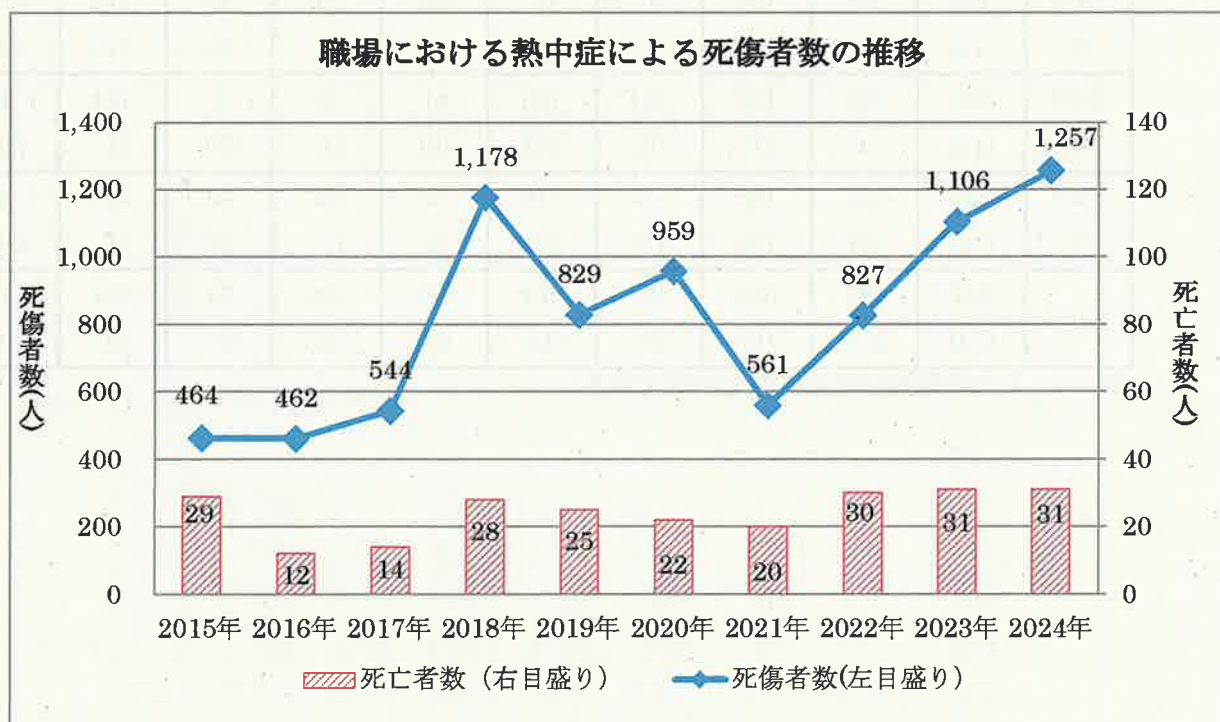
1 職場における熱中症による死傷者数の状況（2015～2024 年）

職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、2024 年に 1,257 人と、死傷者数について統計を取り始めた 2005 年以降、最多となっている。うち、死亡者数は 31 人と、死亡災害について統計を取り始めた 1989 年以降、当時、観測史上 1 位の猛暑であった平成 22 年の 47 人に次いで多くなっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2015 年～2024 年）（人）

2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
464	462	544	1,178	829	959	561	827	1,106	1,257
(29)	(12)	(14)	(28)	(25)	(22)	(20)	(30)	(31)	(31)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例)救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

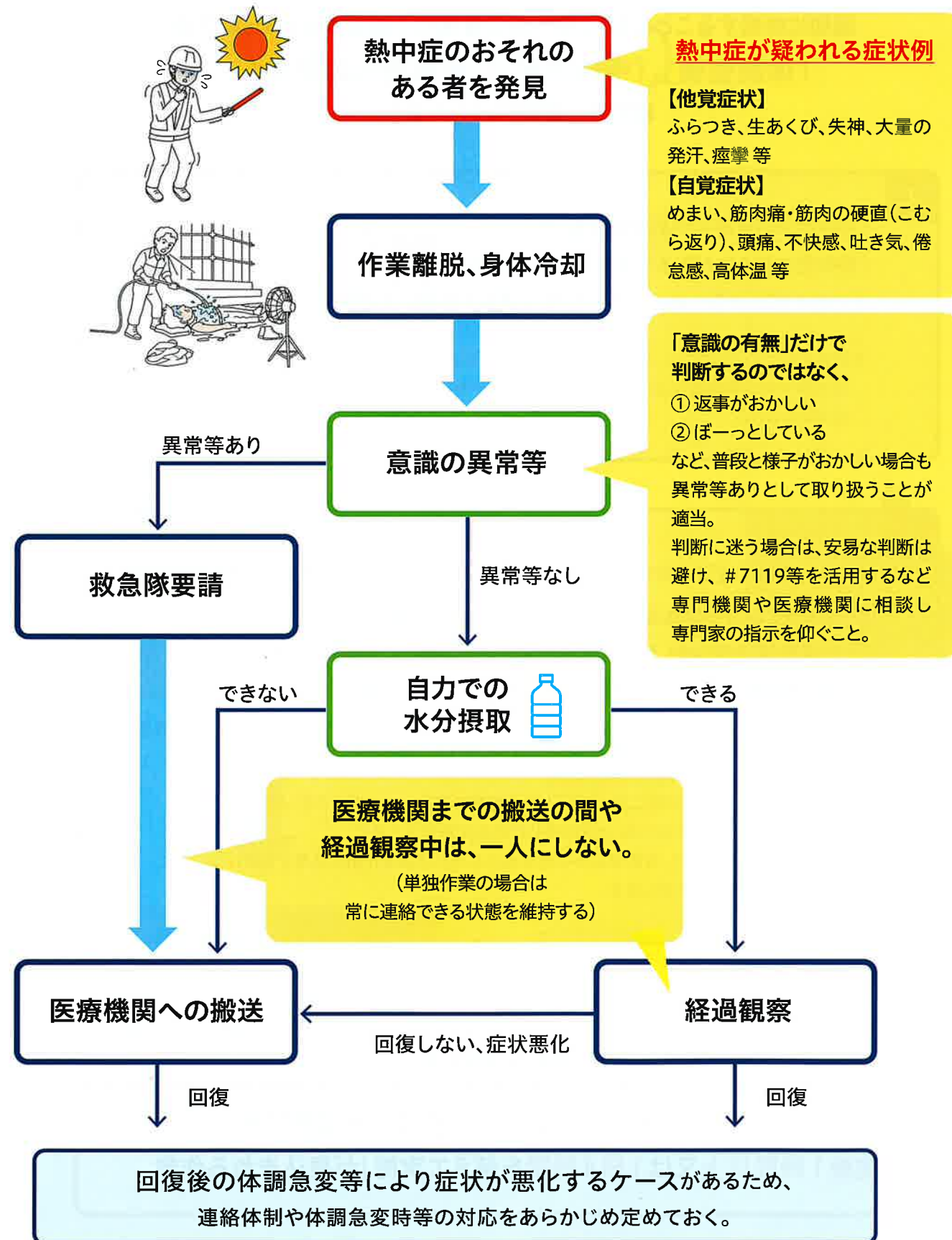
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

